

2025年度

運 輸 安 全 報 告 書

静鉄タクシー株式会社

本レポートは・・・

この安全報告書は、わたくしたちのサービスを安心してご利用頂けるように、
輸送の安全確保のための様々な対策や取り組みについて、広く皆様にご理解いただくために公表するものであります。

目次

輸送安全方針	P. 2
1. 輸送の安全に関する基本的な方針	P. 3
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 （総件数及び類型別の事故件数）	P. 3-6
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	P. 7
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	P. 8
5. 輸送の安全に関する重点施策	P. 8
6. 輸送の安全に関する計画	P. 8 - 10
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	P. 11
8. 事故、災害等に関する報告連絡体制	P. 11
9. 安全統括管理者、安全管理規程	P. 11
10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	P. 12
11. 安全管理規程	P. 13 - 16

輸 送 安 全 方 針

静鉄タクシーは、静鉄グループ「安全・安心・快適のあくなき追求」の経営理念に基づき、安全かつ質の高い商品・サービスを提供し、地域のお客様に安心と快適を届けるべく事業展開をしてまいりました。

輸送の安全確保が、事業の最大の使命であり、お客様に対する最大の業務であることから、社員は常に健康に留意し、法令・規則を理解すると同時に確実に遵守・励行していきます。

また、安全性をさらに向上させるべく組織一体となって運転技能の向上と運行管理体制の強化に努めてまいります。

2026年6月30日制定
代表取締役社長
山田 光



【 倫理行動規範唱和 】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

静鉄グループは、すべての事業において「安全・安心・快適のあくなき追求」を経営理念としております。

静鉄タクシーでは、2006年12月に「安全管理規程」を定め、輸送の安全確保が最大の使命であることを安全方針として、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

基本方針

- ・社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ・輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実行して安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2025年度に設定しました目標及び達成状況は次のとおりであります。

目 標	達 成 状 況												
2025年度 年間事故防止目標 「指差呼称・一時停止・後方目視確認」の 完全実施 もしかして・止まる・見る・待つ・確かめる	<table><tr><td>・重大事故</td><td>0件</td></tr><tr><td colspan="2">(運転者の疾病により運行不能になったもの)</td></tr><tr><td>・有責事故</td><td>人身・物損 4件</td></tr><tr><td></td><td>人身のみ 5件</td></tr><tr><td></td><td>物損のみ 17件</td></tr><tr><td></td><td> 26件</td></tr></table>	・重大事故	0件	(運転者の疾病により運行不能になったもの)		・有責事故	人身・物損 4件		人身のみ 5件		物損のみ 17件		26件
・重大事故	0件												
(運転者の疾病により運行不能になったもの)													
・有責事故	人身・物損 4件												
	人身のみ 5件												
	物損のみ 17件												
	26件												
・追突事故件数（有責） 0件以内 前年件数3件 2件減少	・追突事故件数 1件												
・人身事故件数（有責） 2件以内 前年件数9件 増減なし	・人身事故件数 9件												
・バック事故件数（有責） 6件以内 前年件数11件 7件減少	・バック事故件数 4件												

【 年度計画全社員説明会 】

「行動指針」 ” 明るく・やさしく・誠実に”

【 年間事故防止目標 】

「指差呼称・一時停止・後方目視確認」の
完全実施

もしかして・止まる・見る・待つ・確かめるの徹底



【 四半期・月間事故防止目標 】

【年度計画全社員説明会】

本社営業所

第1四半期	基本操作の見直し&再徹底	第3四半期	バック事故の撲滅
4月	目視確認の完全実施	10月	バック時の安全確認の実施
5月	一時停止の完全実施	11月	3秒ルールで一呼吸置きバック操作
6月	指差呼称・安全呼称の完全実施	12月	目視確認後の操作の徹底
第2四半期	対歩行者・二輪車との事故撲滅	第4四半期	漫然運転・安全不確認の事故撲滅
7月	安全速度と車間距離の確保	1月	夜間・交差点進入時の速度と信号確認
8月	二輪車・歩行者の動向を危険予測する	2月	緊張感を持った運転と確実な安全確認
9月	メーター速度と標識の再確認	3月	高度な技術より確実な安全確認

城北営業所

第1四半期	交差点での事故削減	第3四半期	人身事故撲滅
4月	交差点接近時は減速する	10月	ドア開閉時の安全確認
5月	一旦停止後の確実な安全確認	11月	車内事故撲滅
6月	歩行者・自転車を見落とさない	12月	歩行者・自転車事故撲滅
第2四半期	施設駐車場での事故削減	第4四半期	バック事故削減
7月	コンビ二駐車場での危険予測	1月	バック事故削減3秒ルールの徹底
8月	駐車車両の動き出しに注意	2月	シートベルトを外しバック操作
9月	歩道を横切の際は一旦停止	3月	窓から顔を出し、目視確認

堂林営業所

第1四半期	危機意識を高める	第3四半期	安全運転の実行
4月	一時停止は多段階停止して確認する	10月	スピードの出し過ぎに注意
5月	見通しの悪い所は徐行する	11月	スマホは運転中、絶対使用しない
6月	指差呼称確認の実行	12月	右左折時はしっかり速度を落とす
第2四半期	バック事故削減	第4四半期	危険箇所での安全運転
7月	バック時3秒ルールの実行	1月	だろうではなくかもしれない運転
8月	見えない所は下車確認する	2月	夜間ハイビームの活用
9月	車間距離は十分にとる	3月	右折時対向車ないか確認

岡出山営業所

第1四半期	安全運転の基本を身に付ける	第3四半期	バック事故の撲滅
4月	指差呼称の実施	10月	バック事故の撲滅3秒ルールの徹底
5月	確実に止まって見る	11月	見えない所は降りて見る
6月	安全な速度と安全な車間距離	12月	一度に下がり過ぎない
第2四半期	危険予測・リスク回避の習慣化	第4四半期	同じ事故を繰り返さない
7月	『かもしれない』運転の実践	1月	自転車歩行者を見落とさない
8月	より安全なルートを選択	2月	指差呼称の徹底（再）
9月	危険箇所情報を共有する	3月	シートベルト着用の声掛け

社内運転操作ルール1

<追突事故撲滅5項目>

- ① 安全車間距離の操作
走行中は前車と2秒以上、停車中は前車のタイヤが見える（2m以上）の安全車間の確保
- ② 停車の操作
停車時のギアは「P・パーキング」でサイドブレーキを引く
- ③ 発車の操作
指差呼称で「左よし・右よし・前よし」の確認後に発車する
- ④ 交差点接近の操作
交差点接近時は、アクセルから足を離し、ブレーキペダルに足を乗せる
- ⑤ 交差点での操作
黄色信号では進入しない（イエローストップ）

社内運転操作ルール2

<バック運転操作6項目>

- ① 停車し「P・パーキング」でサイドブレーキを引く
- ② 車両から降りて後方周囲を目視確認する
- ③ 車両に戻りハザードを点灯する
- ④ 「後方左よし、後方右よし、後方よし」と体を反転させ指差呼称する
- ⑤ ギアをバックに入れサイドブレーキを解除する
- ⑥ 一時停止・二次停止をしてゆっくりバックする



安全を確認するための指差呼称

◇ 後方安全確認

- ・サイドミラーにより 「右、左後方よし」
- ・ルームミラー、サイドミラーにより後方全体を見て 「後方よし」
- ＊バックカメラ装着車両は、バックカメラモニターを指差し 「後方確認よし」

◇ 右左折安全確認

- ・サイドミラーにより 「右、左後方よし」
- ＊特に、高さの低い縁石やその他障害物、住宅の壁等

◇ 走行中の前方安全確認

- ・「速度制限、車間距離よし」
- ＊道路上や標識により、スピードメーターの確認

◇ 再発進時安全確認（信号待ち、踏切待ち、渋滞時の停車）

「右、左よし、前方（信号、車両、電車）よし」

◇ 停車時安全確認（信号待ち、踏切待ち、渋滞時の停車）

「シフトレンジPよし、サイドブレーキよし」

◇ 発進時安全確認

- 「右、左よし、前方（信号）よし」
- ＊後方からの自転車、バイク、通行人等を確認のうえ

◇ 一時停止場所の安全確認

- 「一時停止（事前確認）、右、左、後方確認、前方よし」
- ＊事前に停止が必要な場所であることを意識し、多段階停止する。

◇ 横断歩道通過時の安全確認

- 「横断歩道（事前確認）、右、左、後方確認、前方よし」
- ＊右折の場合、右折し始めてから「右前方、右後方よし」
- ＊左折の場合、「左後方、左前方よし」を確認後、再始動

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2025年4月1日から2026年3月末日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

項 目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突し、若しくは接触したもの	0件
10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死者又は重傷者（注 1）を生じたもの	0件
10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
自動車に積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物、火薬、核燃料物質、毒物、劇物等）	0件
自動車に積載されたコンテナが落下したもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害が生じたもの	0件
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
救護義務違反があったもの	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
事 故 総 件 数	0件

自動車損害賠償保障法施行令

注 1）第5条第3号 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

（別紙 2-1） 『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』 参照

（別紙 2-2） 『大規模災害発生時の出勤体制』 参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて重点的に実施した施策は次のとおりであります。法令遵守精神と知識・技術の向上を目的とした教育を計画的かつ効果的に実施することにより、輸送の安全に対する意識を高めると共に、定期的な社内監査の実施に加え、事故防止委員会の開催により、情報の共有化を図り、実態のチェックと改善の実行を推進いたします。

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

（１）経営トップによる職場巡視及び乗車チェック

現場との双方向コミュニケーション（随時）

（２）経営トップ、安全対策課による

早朝点呼立会及び安全指導

本社、城北、堂林、岡出山（24回）



【点呼立会・安全指導】

(3) 定例会議での安全運行実績の確認

- ・事故防止委員会 (毎月1回)
- ・有責事故反省会及び賞罰委員会の開催 (隔月)
- ・所属長会議 (毎月1回)
- ・安全衛生委員会の開催 (各地区 毎月1回)

(4) 交通安全啓発運動への参加

● 警察庁主催

- ・春の全国交通安全運動(4月)
- ・秋の全国交通安全運動(9月)

● 静岡県交通安全対策協議会主催

- ・夏の交通安全県民運動(7月)
- ・冬の交通安全県民運動(12月)

● 中部運輸局静岡運輸支局主催

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検(12月～1月)

● 静岡県タクシー協会主催

- ・静岡県タクシー事業安全運転コンクール(4月～6月)

☆静岡管理所 Aグループ 3年連続受賞
静岡県タクシー協会・理事長表彰

* 上記期間中は街頭広報の参加及びリボンの着用を実施。
また、車両へはマグネットを取り付け啓発。



【交通安全セレモニー】

(5) 街頭啓発活動の実施

- ・毎月「0」の日(10・20・30日)に安全対策課・
運行管理者によるのぼり旗掲出活動(本社営業所)



【コンクール表彰式】

(6) 社内運転操作ルールの周知徹底

- ・各営業所始業点呼時唱和

(7) 安全運転ハンドブックの活用

- ・各営業所始業点呼時唱和
(安全確認・操作の周知徹底)

(8) 遠隔点呼の運用

- ・クラウドでの一括管理

(9) DRIVE CHART (AIドラレコ) 映像監査による個人面談・指導の実施

- ・車検、定期点検車両及び事故惹起者、新人運転士、不安全行動運転士 (随時)

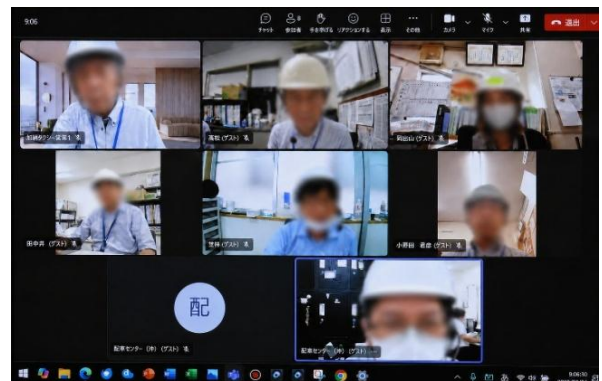
(10) 健康起因による事故防止対策

- ・健康診断結果の追跡チェック。要精密検査・要再検査の義務化
- ・ストレスチェックの実施、医師との個人面談。
- ・血圧数値、体温数値、健康状態 (国土交通省 事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル使用)
薬服用、睡眠時間の自己申告

(11) 地震・災害に対する防災訓練の実施

地震を想定した情報伝達確認及び安否確認システム返信操作訓練

- ・対策本部設置後、各担当者に役割再確認・対応・報告指示
- ・各営業所の運転士の安否確認
- ・各営業所の車両、建物の被害状況確認



【防災訓練】

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2025年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位・千円)

主 な 項 目		金 額
ソフト面	①無事故手当	8,384
	②安全教育関係 社員全体教育	1,810
	新任教育（フォローアップ教育を含む）	
	適性診断（初任診断、適齢診断）	
	③永年勤続、無事故表彰、善行表彰	185
	④運輸安全マネジメント関係 運行管理者関係	108
	基礎講習、一般講習、資格試験等	
ハード面	①遠隔点呼システム（アルコール検知器センサー）	115
	②DRIVECHART（AIドラレコ）	1,233
	③シエンタ（17台）・ハイエース（3台）導入	6,840
合 計		18,675

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

（別紙3-1） 『災害発生時の報告連絡体制』 参照

（別紙3-2） 『事故報告体制』 参照

9. 安全統括管理者、安全管理規程

① 安全統括管理者： 役職名 取締役営業管理部長 氏名 森田 陸

② 安全管理規程：（別紙1） 『安全管理規程』 参照

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

< 運行関係 >

(1) 社員全体安全教育講習会 (年1回)

全従業員(運転士)対象の外部講師による教育の実施

(2) 指針11項目e-ラーニング教育(年11回)

デジタコメーター及びドライブレコーダー

監査による個人面談・指導 (随時)

(3) 事故惹起者に対する個別面談・指導

(随時)

(4) 新人運転士の安全運転に関しての

フォローアップ面談 (入社6ヶ月)

添乗監査指導 (〃)

(5) 事故惹起者を対象とした安全教育講習会

(年2回)

(6) 適齢診断(65歳以上)の実施と結果に

基づく個別面談・指導 (随時)

(7) 入社時、新任教育の実施

(随時)

(8) ドライブレコーダー映像監査による運転姿勢・運転行動の個別面談・指導

< 整備関係 >

(1) 新人運転士教育

- ・車両基礎教育、車両トラブルの対応教育、日常点検教育
- ・異常気象時、道路冠水時の走行法説明等

(2) 整備士教育

- ・整備管理者講習会への参加(隔年1回)、整備主任者講習会への参加(年1回)



【社員全体安全教育講習会】

安全管理規程

2006年12月12日制定
2011年10月16日
2016年 6月 8日
2017年 5月16日
2018年 5月16日(組織図改定)
2019年 5月16日(組織図改定)
2020年 4月16日(組織図改定)
2021年 4月16日(組織図改定)
2022年 4月16日(組織図改定)
2023年 4月16日(組織図改定)
2024年 4月16日(組織図改定)
2026年 7月16日(組織図改定)

目 次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

◇ 第一章 総則 (目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

◇ 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等 (輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条1 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

（ 輸送の安全に関する目標 ）

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（ 輸送の安全に関する計画 ）

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

◇ 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（ 社長の責務 ）

第7条1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（ 社内組織 ）

第8条1 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- （ 1 ） 安全統括管理者
- （ 2 ） 運行管理者
- （ 3 ） 整備管理者
- （ 4 ） その他必要な責任者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（ 安全統括管理者の選任及び解任 ）

第9条1 取締役のうち、運輸規則第47条5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- （ 1 ） 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- （ 2 ） 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- （ 3 ） 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- （１）全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- （２）輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- （３）輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- （４）輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- （５）輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い社長に報告すること。
- （６）輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- （７）運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- （８）整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- （９）輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- （１０）その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

◇ 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第13条1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者（社長）又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（ 輸送の安全に関する内部監査 ）

- 第15条1 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（ 輸送の安全に関する業務の改善 ）

- 第16条1 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

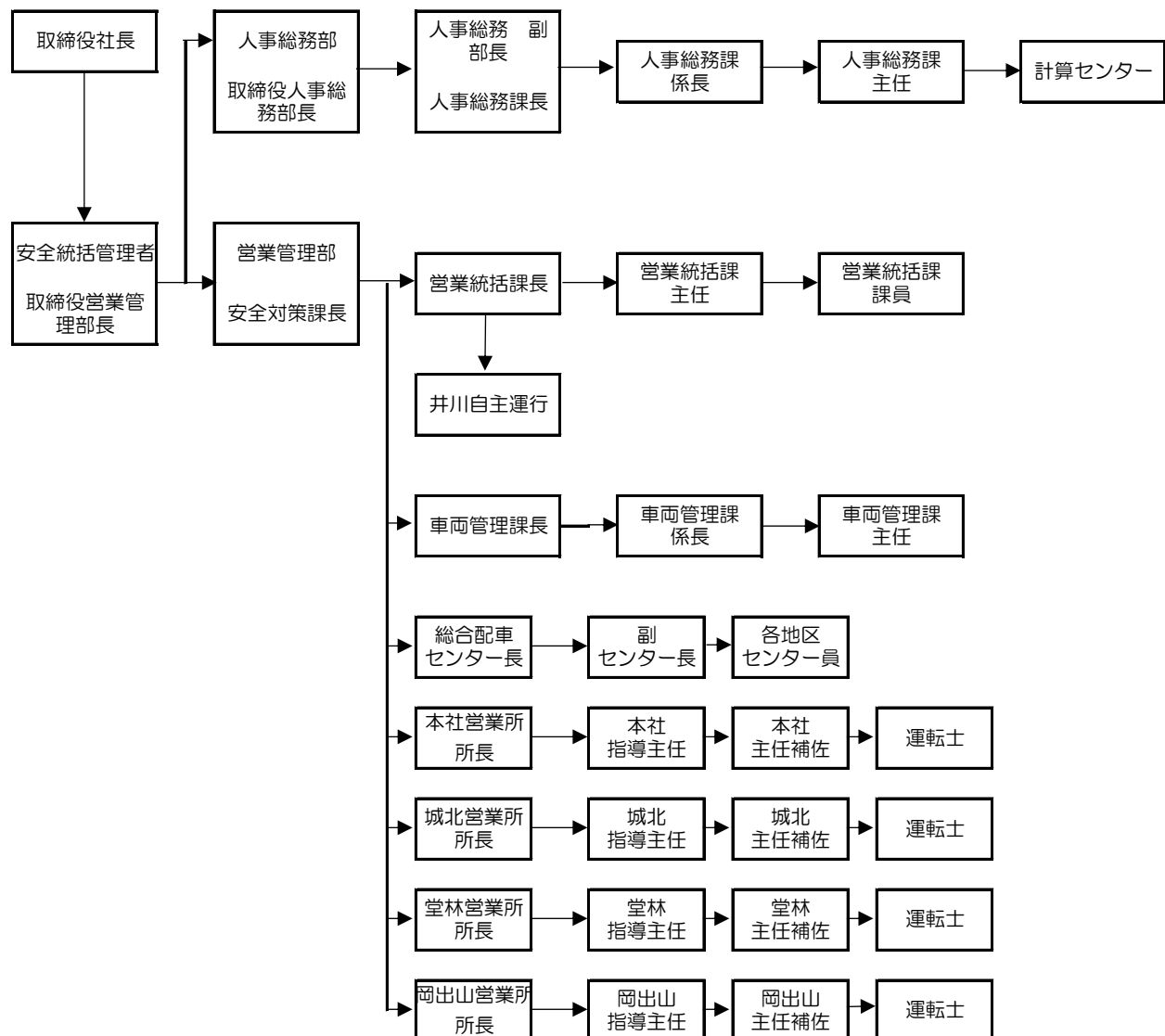
（ 情報の公開 ）

- 第17条1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（ 輸送の安全に関する記録の管理等 ）

- 第18条1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、安全統括管理者が管理し、保存期間は3年とする。

『 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 』



* 各地区から営業所運転士に対しての連絡網は営業所が作成し、管理すること。

『大規模災害発生時の出勤体制』

出勤場所

本社営業所

森田取締役営業管理部長
安全統括管理者
【静岡対策本部長】
【統括本部長】

高松安全対策課長

【静岡対策副本部長】
【静岡地区統括】

沖総合配車センター長

【配車センター本部対策】
【運行管理統括責任者】

飯塚営業統括課主任

【静岡現場対策】
【報道・情報対策責任者】

城北営業所

渡部取締役人事総務部長
【城北責任者】
【報道・情報統括責任者】

村松堂林所長

【城北現場対策】
【運行管理統括責任者】

小野田城北所長

【城北現場対策】
【運行管理】

武田人事総務副部長

【城北現場対策】
【報道・情報収集】

堂林営業所

佐藤岡上山所長
【清水対策支部長】
【清水対策本部】

望月副センター長

【配車センター対策】
【運行管理統括責任者】

高田堂林主任

【清水対策本部】
【報道・情報対策責任者】

宮城嶋整備課工場長

【現場対策本部】
【車両運行管理責任者】

岡上山営業所

西村総務課係長
【藤枝対策支部長】
【藤枝対策本部】

松原本社所長

【藤枝対策本部】
【運行管理統括責任者】

朝比奈岡上山主任

【岡上山現場対策】
【報道情報対策責任者】

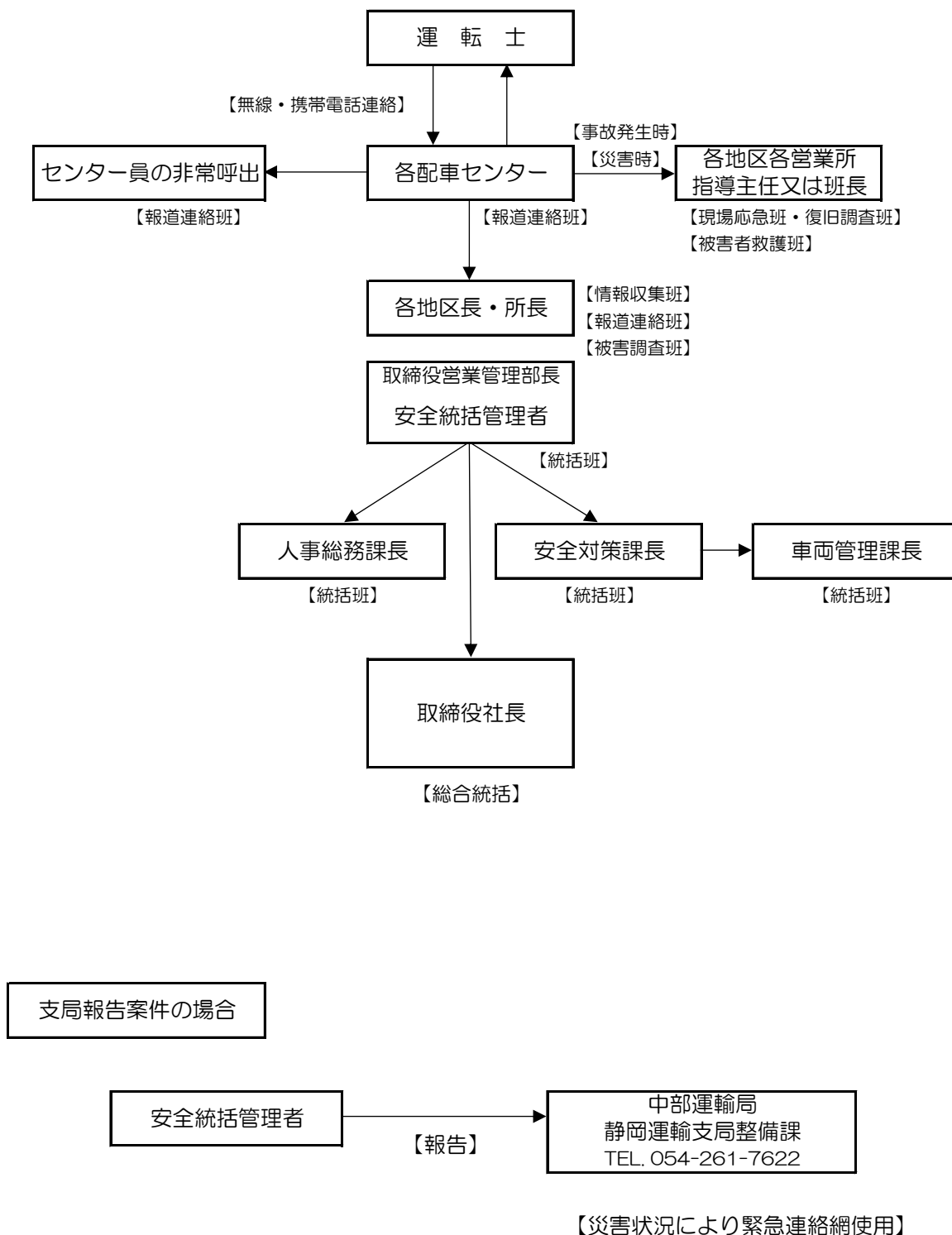
渡辺副センター長

【配車センター対策】
【運行管理】

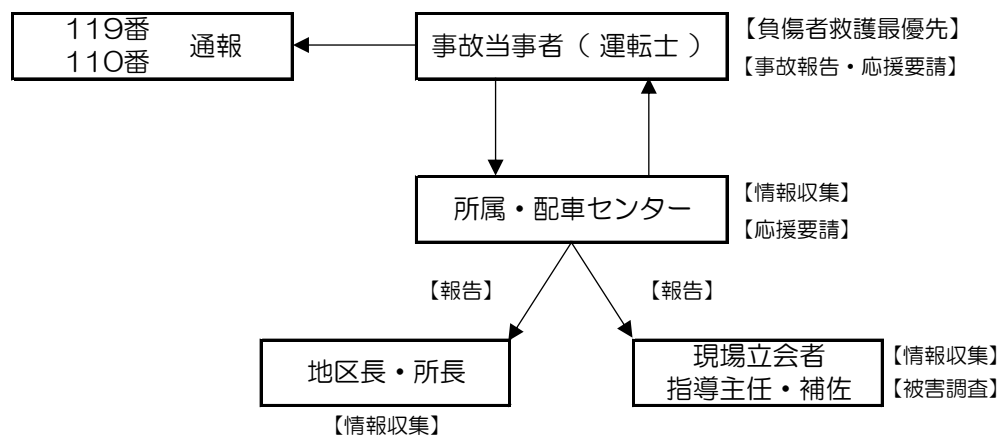
※諸事情により指定出勤場所に参集
できない場合は、最寄り営業所に
参集する。

1. 出勤日においては勤務場所にて対応。
2. 時間外においては上記参集場所にすみやかに出勤。
尚、女子従業員については自宅待機とする。
3. 営業中にあつては最寄りの営業所に出勤。
4. 対策本部は本社2階会議室。2階会議室が使用不可能の場合は
セブンイレブン北側社用駐車場を対策本部とする。
5. 配車センター員は居住地の配車センターに参集。
6. 非乗務員は居住地の営業所に参集。

『災害発生時の報告連絡体制』

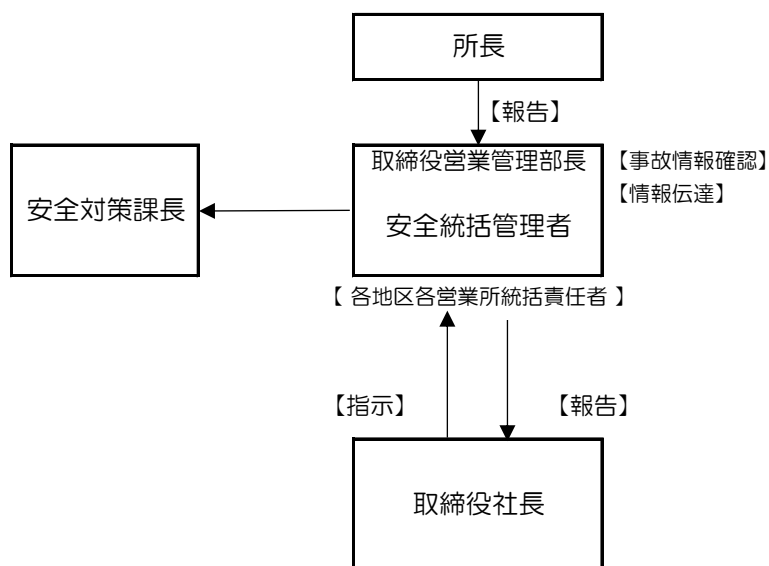


『 事 故 報 告 体 制 』

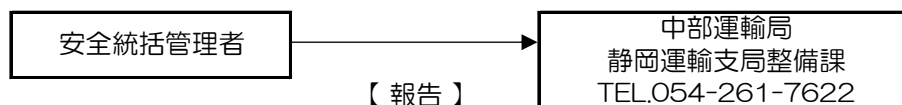


* 重大事故と判断した場合は、情報連絡体制を活用する

『 重大事故発生時の情報連絡体制 』



≪ 支局報告 ≫



今後も「輸送の安全」を最優先とし、「輸送の安全を確保」するために
役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡ください。

【ご連絡先】 安全対策課

TEL.054-284-2111 FAX.054-283-1182

2025年度 運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

☎422-8074 静岡市駿河区南八幡町25番25号

<http://www.shizutetsu-taxi.co.jp>

2026年 7月 発行